

議案第60号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

地方税法等の一部が改正されたことにより、固定資産税における特例措置、軽自動車税に関するグリーン化特例期間の延長措置が講じられたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第15項第4号中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第7号」に改め、同項中第6号を第11号とし、第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

- (5) 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (6) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (7) 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (8) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (9) 法附則第15条第33項第2号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第17項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第18項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第19項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第17項、第18項及び第19項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 改正後の二宮町税条例（以下「新条例」という。）附則第15項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第15項第6号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第15項第7号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分

の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第15項第8号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第15項第9号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 7 新条例附則第17項、第18項及び第19項の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
附 則	附 則
1~14 (略)	1~14 (略)
(固定資産税の課税標準の特例)	(固定資産税の課税標準の特例)
15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。	15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) <u>法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	(4) <u>法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
(5) <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	
(6) <u>法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	
(7) <u>法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	
(8) <u>法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	
(9) <u>法附則第15条第33項第2号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	
(10) (略)	(5) (略)
(11) (略)	(6) (略)
16 (略)	16 (略)
17 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に	17 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

改正後	改正前
掲げる字句とする。	掲げる字句とする。
(略)	(略)
18 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、 <u>平成29年度分</u> の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	18 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、 <u>平成28年度分</u> の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
19 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、 <u>平成29年度分</u> の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	19 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、 <u>平成28年度分</u> の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)